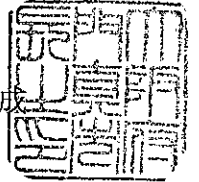




門総人第225号
平成23年5月26日

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄 様

門真市長 園部 一成



夏期一時金等について（回答）

1. 夏期一時金について

一般職については、期末手当として1.225ヵ月、勤勉手当として0.675ヵ月、合計1.90ヵ月分を6月30日に支給する。

再任用職員については、期末手当0.65ヵ月、勤勉手当0.325ヵ月、合計0.975ヵ月を6月30日に支給する。

2. 役職段階別加算制度について

職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。

3. 査定昇給について

現時点では一方的に導入する考えはない。

4. 人事院勧告における「民間調査比較対象事業所規模」について

組合の主張の趣旨については、理解しており、機会があれば、「100人以上」への引き上げについて、関係機関に働きかけていきたい。

5. 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件について

非常勤嘱託職員等の勤務条件につきましては、国に準じた制度となるよう充実を図ってきたところであり、今後もこの姿勢で対処していきたい。

なお、非常勤嘱託職員の育児休業等の制度化につきましては、6月議会への議案上程を視野に準備を進めているところである。

6. 職員採用について

今年度においても39名の定年退職があることや技術の継承、長時間労働の実態、大阪府からの権限移譲などによる業務増などを一定考慮する中、現在、専門職の必要数について把握に努めており、9月に予定されている府下統一採用試験での職員採用に向けた検討を進めているところである。

しかしながら、現時点では、職種、人数については、決定には至っておらず、具体の回答は困難であるが、出来るだけ早期に決定していきたい。

7. 地域手当について

地域手当については、当分の間12%としているが、人事院規則において本市が15%地域であることは認識しており、今後も改善に向け努力していきたい。

8. 超過勤務手当の割増基準について

割増の基準として「45時間以上の場合」とすることが努力義務であることは理解しているが、現行の基準では労働基準法に基づき1ヶ月の超過勤務が「60時間を超えた場合」と規定したものであり、見直しは困難である。

9. 特別休暇等について

(1) 夏期休暇及び結婚休暇

夏期休暇については、一般職は8日とする。再任用職員、週4日勤務は5日、週3日勤務は3日とする。

取得期間については、7、8、9月の3ヵ月とする。

なお、夏期休暇の日数の見直し及び結婚休暇の日数の見直しについては、引き続き協議をお願いしたい。

(2) 研修休暇

研修休暇については制度の趣旨を踏まえ、6月1日以降、申請時に研修パンフレットなど資料の写しを添付するとともに、休暇取得後の報告書及び受講証明などの提出を取得要件とする。

(3) 職免（運転免許更新）

自動車運転免許更新に係る職務専念義務免除の制度については5月末日をもって廃止する。

10. その他

(1) 長時間労働について

職員の健康維持・増進の観点から長時間労働の改善の必要性は十分に認識しており、昨年から実効性のある「ノー残業デー」の実施に努めている。

今後、長時間労働の実態把握と改善を進める観点から、超過勤務等の事前命令の徹底等により、各職場における所属長による職員の健康管理の徹底、長時間労働に対する改革意識の醸成並びに超過勤務時の休憩時間の確保を行い、また、これらの対策の実効性の検証をするため職員安全衛生委員会において、実態把握をするとともに委員会として各職場での改善を促すなど、長時間労働の改善に向けた方策を早急に具体化していく。

(2) 人材活用について

23年4月定期異動においても、課長補佐級への昇任については、一定実施したところである。今ある人材のさらなる有効活用を目的とした現業職、保育士、幼稚園教諭における課長補佐級への昇任については、職務権限や組織構成上の課題などを含め、引続き検討していきたい。

(3) 中途採用者の前歴換算の見直しについて

これまでの交渉における残課題であることは認識しており、引続き検討していきたい。

(4) 現業職場の再構築について

現業職場の業務のあり方については、これまで各部局において各々検討を行ってきた。

今後、更に議論を進めるためには全庁的な検討が必要であると認識しており、できるだけ早期に検討の場を設け、今年度末には一定の考え方をまとめていきたい。

(5) 年末年始の休日について

年末年始の休日の見直しについては、府内の多くの市町村において国と同じ日程に見直されている中、引続き見直しの影響等を考慮しつつ検討し、実施時期について早期に示したい。